

# 令和7年度学校夜間利用について

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの  
学校夜間利用予定の団体は  
下記の書類を提出お願いします。

- ・学校体育施設利用団体登録申請書（様式第1号）
- ・スポーツ安全保険加入のコピー（全員の加入が分かるもの）
- ・学校体育施設利用許可申請書

※学校体育施設夜間利用の際は、

**団体登録**（10名以上の団体、市内に在住又は在職が8割以上）と

登録メンバー全員のスポーツ安全保険加入が必要条件です。

上記の団体登録申請書とスポーツ安全保険加入の写しの提出が

無い場合は、

**利用許可申請を受付ける事ができません。**

ご協力の程、宜しくお願い致します。

# 学校体育施設夜間利用申請について

**！！注意！！**

1. 翌月の利用申請は毎月20日までに提出すること。

(例：5月の利用申請を4/1～4/20の間にて申請する)

2. 利用希望が複数団体で重なった場合は、抽選となること。

3. スポーツ安全協会によると、スポーツ安全保険は、  
複数の団体に所属されている方は、団体ごとに加入すること  
となるため、登録団体ごとの加入が必要となること。